

別表1

本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・写真付き住民基本台帳カード（マイナンバーカード） ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証（住所地の市区町村で発行） ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・海技免状 ・共済年金又は恩給の証書 ・小型船舶操縦免許証 ・印鑑登録証明書 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ・教習資格認定証 ・国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの ・船員手帳 など ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 ・担当職員が、法人の名称・所在地及び代表者氏名を確認することができる書類
--------	--

別表2

法人の名称・所在地が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・会社・法人の登記事項証明書（有効期限発行3ヶ月以内・原本還付可） ・会社・法人の印鑑証明書（有効期限発行3ヶ月以内・原本還付可） ・代表取締役の名刺（原本提出原・原本還付不可） ・法人の所在、名称及び代表者氏名が記載されて社印が押印されている書類（原本提出・原本還付不可） ・インターネットで、法人の所在、名称及び代表者氏名を確認することができたことがわかる書類（原本提出・原本還付不可） ・担当職員が、法人の名称・所在地及び代表者氏名を確認することができる書類
-------------------	---

別表3

法人との関係を確認することができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員証（原本提示） ・会社・法人の登記事項証明書（有効期限発行3ヶ月以内・原本還付可） ・法人の所在、名称及び窓口に来た者が当該法人に所属していることが記載されて社印が押印されている書類（原本提出・原本還付不可） ・インターネットで、法人の所在、名称及び窓口に来た者が当該法人に所属していることを確認することができたことがわかる書類（原本提出・原本還付不可） ・担当職員が、法人の名称・所在地及び代表者氏名を確認することができる書類
---------------------	--

別表 4

<p>本人確認書類</p>	<p>1. 以下に掲げる書類から1点以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード（顔写真付きに限る） ・旅券 ・運転免許証 ・海技免状 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・動力車操縦者運転免許証 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・認定電気工事従事者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・宅地建物取引主任者証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・教習資格認定証 ・検定合格証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・運転経歴証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・一時庇護許可書 ・仮滞在許可書 ・官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等 ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書 ・担当職員が、上記書類と同等と認められる書類 <p>2. 以下に掲げる書類から2点以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類 ・住民基本台帳カード（顔写真のないものに限る） ・地方公共団体が交付する敬老手帳 ・生活保護受給者証 ・健康保険の被保険者証 ・各種年金証書 ・預金通帳 ・社員証 ・学生証 ・担当職員が、上記書類と同等と認められる書類
---------------	---

別表5

土地の所有を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（有効期限発行3ヶ月以内・原本還付可） ・納税証明書（原本還付可） ・納税通知書の写し（原本還付可） ・登記済み証の写し（原本還付可） ・担当職員が、森林の土地の所有を確認することができる書類の写し（原本証明）
-------------	---

別表6

森林の土地の所有者から施業又は経営の委託を受けていることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者との森林施業委託契約書の写し（原本証明） ・所有者との森林経営委託契約書の写し（原本証明） ・担当職員が、森林の土地の所有者から施業又は経営の委託を受けていることを確認することができる書類の写し（原本証明）
------------------------------------	---

別表7

隣接地を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・測量図に記載されている隣接地番（原本証明） ・隣接地所有者からの申出書（原本証明）＜参考書式＞ ・担当職員が、森林の土地の所有者から施業又は経営の委託を受けていることを確認することができる書類の写し（原本証明）
-----------	--

別表8

	添付書類	修正箇所
修正事項を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（有効期限発行3ヶ月以内・原本還付可） ・登記済み証の写し（原本還付可） ・担当職員が、森林の土地の登記名義人を確認することができる書類の写し（原本証明） 	林地台帳の「登記簿上の所有者」及び「現に所有しているの所有者」
	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書の写し（原本還付可） ・遺産分割協議書の写し（原本還付可） ・贈与契約書の写し（原本還付可） ・担当職員が、森林の土地の所有者名として確認することができる書類の写し（原本証明） 	林地台帳の「現に所有しているの所有者」